第６２号議案

　　品川区特別区税条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和７年３月２６日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区特別区税条例の一部を改正する条例

　品川区特別区税条例（昭和３９年品川区条例第４８号）の一部を次のように改正する。

第４６条第２項第２号中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

第４６条の２第２項各号列記以外の部分中「身体障害者または」を「身体障害者もしくは」に、「を提示する」を「またはこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第９５条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示する」に改め、同項第５号中「の番号、交付年月日および」を「または道路交通法第９５条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証または免許情報記録の」に改め、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

　　　付　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第４６条第２項第２号の改正規定は、令和７年４月１日から施行する。

（説明）身体障害者等に対する軽自動車税の種別割の減免に係る申請において、免許情報記録個人番号カードを運転免許証と同等に扱うほか、規定を整備する必要がある。​